

## 学校の体罰とその代替策に関する一考察

1240384 青木梨恵

指導教員 中村直人

### 研究背景

日本は、戦前である 1897 年から教育令によって体罰を禁止している。しかし、体罰が禁止された当初から現在まで体罰がなくなることはなく、全国各地で痛ましい事件がいくつも起きている。これらの現状から、法律によって体罰をなくすことはできていないことがいえる。つまり、今までには明らかにされていない方法でしか体罰をなくすことはできないため、体罰の代替策に着目した。

### 研究目的

本研究の目的は、体罰をなくすことである。そのために、体罰の代替策を明らかにする。体罰は、法律や教育など様々な面から見てやってはいけない行為であり、なぜ体罰をしたらいけないのかを明らかにしても、体罰はなくなるしない。つまりは、体罰以外の指導方法を明らかにしなければ、体罰をなくすことはできないと思われる。したがって、本研究では、体罰の代替策を明らかにすることで、体罰をなくすことが目的である。

### 研究方法

文献調査を用いる。体罰の代替策を明らかにする上で、海外における体罰の代替策や指導・反省に関する論文、実際の海外における学校教育体制、過去の日本での学校教育体制について調べた。また、教育学や心理学など、様々な面から体罰の代替策について研究した。

### 分析結果

本研究の体罰の代替策は、教師の体罰をなくす方法と生徒が反省する方法の 2 つの観点から明らかにした。教師の体罰をなくす方法では、教師が自ら体罰をしない方法と教師に強制的に体罰をさせない方法があり、生徒が反省する方法では、生徒が自ら望ましくない行動をしない方法と教師の指導により反省する方法がある。

### 考察・結論

教師が自ら体罰をしない方法、教師に強制的に体罰をさせない方法、生徒が自ら望ましくない行動をしない方法、教師の指導により反省する方法の 4 つが体罰の代替策であることを提言する。